

## 介護保険事務セルフチェックシート (認定のみ抜粋)

自己点検事項	はい	いいえ	根拠法規等	備考
<b>3 認定</b>				
<b>(1) 申請</b>				
a 要支援認定・要介護認定等の申請者の意向を把握して受理しているか	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法27~29、32、33の2、36条</li> <li>規則35、40、42、49、55の2条</li> <li>厚生労働省通知「要介護認定等の実施について」(平成21年9月30日老発0930第5号)</li> </ul>	
(例①) 要支援者の要介護への認定申請は、新規の要介護認定申請書で受けているか。				
(例②) 区分変更申請の場合、当該申請を行う原因となつた事由が前回結果通知以降に生じたことを確認しているか。				
b 申請代行は申請者・家族の意向を踏まえ適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法27条</li> <li>規則35条</li> <li>「要介護認定の申請代行・申請代理について」(H11.9.17課長会議資料)</li> <li>「居宅介護支援事業者等による適切な申請代行について」(H11.11.11事務連絡)</li> </ul>	
c 申請代行をする指定居宅介護支援事業者等は、介護保険施行規則第35条第3項に定める要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>			
d 認定調査内容等を地域包括支援センター等に提示するにあたり、申請者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>			
e 転入者に係る認定簡略化は、資格取得後14日以内に受給資格証明書を添えた申請があつた場合に行っているか。	<input type="checkbox"/>		個人情報取扱条例等 法36	
f 認定の更新について、対象者に事前の勧奨を行っているか。	<input type="checkbox"/>			
<b>(2) 認定調査</b>				
<b>①認定調査員の要件</b>				
認定調査は、認定調査員の下記の要件を満たした者が実施しているか	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法24条の2、27、28、29、32、33の2</li> <li>規則35、36、40、41、42、43、49、50、55、55の2条</li> </ul>	
・認定調査員新規研修の修了				
・介護支援専門員の資格（資格の有効期間が切れてしまつてない）				
<b>②認定調査員研修</b>				
区市町村で、認定調査員新規研修を実施する場合、都の委託承認を受けているか	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>認定調査員研修実施要綱</li> <li>東京都認定調査員研修実施要綱</li> </ul>	
<b>③市（区町村）職員による認定調査</b>				
a 新規認定に係る認定調査は、市（区町村）職員又は指定市町村事務受託法人により行っているか。	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法24条の2、27条、32条</li> </ul>	
b 区分変更に係る認定調査は、市（区町村）職員又は指定事務受託法人により行う等の配慮をしているか。	<input type="checkbox"/>			
<b>④認定調査の委託</b>				
a 委託先は規則第40条第5項の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法28、33の2条</li> <li>要介護認定調査委託契約書標準様式（H11.8.3全国介護保険担当課長会議資料）</li> </ul>	
b 委託契約書に、不正調査等の場合の契約解除条項があるか。	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「適切な認定調査実施のための対応方針について」（H14.6.4全国介護保険担当会議資料）</li> </ul>	
c 調査対象者の入所施設等には調査依頼をしていないか。	<input type="checkbox"/>			
d 担当ケアマネに調査を依頼していないか。	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省通知「指定居宅介護支援事業者等による適切な申請代行について」</li> </ul>	
e 3～4回に1回は、市（区町村）職員による認定調査を行っているか。	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省通知「適切な認定調査実施のための対応方針について」</li> </ul>	
(補足説明欄)				

自己点検事項	はい	いいえ	根拠法規等	備考
f 委託先の調査員が、要件を満たしているかを確認しているか。(新規研修の修了、介護支援専門員の資格及び有効期限)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・要介護認定調査委託契約書標準様式(H11.8.3全国介護保険担当課長会議資料)	
(3) 主治医意見書 主治医意見書の点検に際して、「主治医意見書の手引き」「特定疾病にかかる診断基準」は備えているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・法27条3項4項 ・厚生労働省通知「主治医意見書記入の手引き」、「特定疾病にかかる診断基準」	
(4) 介護認定審査会 ①構成及び定数 a 合議体の定数は適切か。3人以上としているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・法14、15条 ・令5~9条 ・介護認定審査会運営要綱(以下「要綱」)2の2)	
b 各合議体は、保健、医療、福祉の各分野に偏りがないような委員構成としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・要綱2の3)	
②開催 a 審査会資料の事前送付を行っている場合、個人を特定しうる情報を削除した上で送付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・要綱4の1)	
b 委員のうち保健、医療、福祉のいずれかの分野の委員が欠けた状態で開催していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・要綱2の3)	
c 合議体は、委員の過半数の出席をもって開催されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・令9条	
d 議事録は、判定経過について被保険者への説明に対応できるようにしているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
③審査判定 a 主治医意見書を書いた医師が、当該被保険者に係る審査判定に参加しないよう配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・要綱4の4)	
b 委員が認定調査を行った場合、当該被保険者の審査判定に参加しないよう配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
c 委員が施設関係者である場合、自らの施設の入所者の審査判定に参加しないよう配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
d 一次判定の修正・確定は行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・要綱4の2)	
e 二次判定で一次判定を変更する場合、認定調査の特記事項、主治医意見書に記載された、一次判定に加味されていない具体的な介護の手間を変更理由としてあげているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・要綱4の2)	
f 状態の維持・改善可能性に係る審査判定では、申請者の状態像を確認し、次のいずれかの状態像の場合のみ要介護1としているか。  ア 認知機能や思考・感情等の障害により予防給付の利用に係る適切な理解が困難である場合  イ 短期間で心身の状態が変化することが予測され、それに伴い、要介護度の重度化も短期的に生ずるおそれが高く、概ね6ヶ月程度以内に要介護状態等の再評価が必要な場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・要綱4の2)	
〈補足説明欄〉				

自己点検事項	はい	いいえ	根拠法規等	備考
<b>④認定有効期間の設定</b>				
a 認定有効期間は、審査会で事例ごとに検討されて いるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・法28、33条 ・規則38、41、52、55条	
b 原則の有効期間より短く、あるいは長くする場 合は、介護認定審査会運営要綱の留意事項に従っ て設定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・要綱4の3)	
c 新規認定の有効期間は、3ヶ月から12ヶ月の範囲 としているか（原則は6ヶ月）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
d 更新認定で要介護から要支援、要支援から要介 護の変更になった場合及び区分変更認定の有効期 間は、3ヶ月から12ヶ月の範囲としているか（原 則は6ヶ月）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
e 要支援の更新認定の有効期間は、3ヶ月から12ヶ 月の範囲としているか。（原則は12ヶ月）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
f 要介護の更新認定の有効期間は、3ヶ月から24ヶ 月の範囲としているか（原則は12ヶ月）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
g 入院中に認定調査を実施した事例等、短期間での 状態変化が予測される場合に、認定有効期間の短 縮が検討されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<b>(5) 認定結果等の通知</b>			・法27、28、32、33、183条	
a 特別な理由がある場合を除き、申請日から30日 以内に認定結果を通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
b 法定処理期間の30日を超える場合、延期通知を 出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
c 認定結果通知には問合わせ先を明記してい るか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
d 認定結果の通知の際、審査請求について教示し ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・行政手続法8条（理由 の提示）、183条、令47条 ・行政不服審査法第57条 (審査庁等の教示)	
<b>(6) 要介護認定の適正化</b>				
<b>①認定調査</b>				
指定居宅介護支援事業所等に委託している認定 調査の結果について、点検を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<b>②審査判定</b>				
a 一次判定から二次判定の重度変更率の地域格 差、保険者内の合議体間の格差等の分析を行って いるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
b aの分析結果について、審査会委員への情報提 供や審査会委員間の意見交換等を実施してい るか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
（補足説明欄）				

## 資料 2

### ヒアリング内容(要介護認定に関するここと)

#### <要介護認定事務全般>

- ◆ 認定事務の流れで、ご苦労されている点はどのような点ですか。

#### <手続き>

- ◆ 申請から30日以内に決定している割合は、概ねどのくらいですか。
- ◆ 30日を超える要因は主に何ですか(事務の流れのどの部分に時間を要していますか)。
- ◆ 認定までの日数を短縮させるため、どのような工夫をされていますか。
- ◆ 更新申請時は、有効期間前に決定できていますか。
- ◆ 主治医意見書の取得にあたって、工夫されていることはありますか。

#### <審査会の開催>

- ◆ 審査会事務局として苦労しているのはどのような点ですか。
- ◆ 合議体の構成等の考え方について教えてください。
- ◆ 審査判定の適正化にあたり、業務分析データを活用していますか。  
活用している場合はその方法と効果を教えてください。  
活用していない場合はその理由を教えてください。
- ◆ 提出された認定調査票について、どの程度確認していますか。それは、どのようなタイミングで行っていますか。
- ◆ 審査会開催にあたり、何か工夫されている点はありますか。

#### <認定調査>

- ◆ 認定調査委託先選定の考え方、委託の考え方について教えてください。
- ◆ 認定調査員に対する適正な認定調査にむけた取り組みを行っていますか。また、業務分析データやe-ラーニングシステムは活用していますか。  
活用している場合は、その内容と効果を教えてください。  
活用していない場合は、その理由を教えてください。

#### <その他>

- ◆ 認定事務を簡素化についてご意見がありました教えてください。
- ◆ ほかに、共有したい情報がありましたら教えてください。

東京都介護認定審査会運営適正化委員会のまとめ（抜粋）  
 （業務分析データの見るポイント）

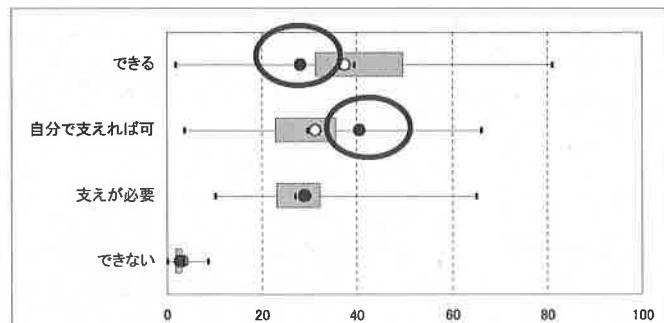
## &lt;調査項目データ&gt;

調査項目データの構成	74の調査項目の選択率を箱ひげ図で表している（「全体」「居宅」「施設」別に表示） 業務分析データ P. 15～100
見るポイント	<p>◇箱ひげ図からはみ出ている項目はないか    ◇各群ごとに見たとき、特定の項目がはみ出ているか、全体的に出ているか    ◇特定の項目がはみ出している場合、はみ出している傾向がばらばらである場合は、認定調査に課題がある可能性あり（特定の項目について、誤って理解している調査員が多い場合はこのような傾向になりやすい）</p>
活用例	<p>◇はみ出している項目を中心に、特記事項と選択肢を注意して読み、定義に沿って選択されているか確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◇該当項目を中心に研修に取り入れる    •個別指導    •集団研修（事例を取り入れたグループ検討など）</p>

## 【事例】1-5 座位保持

●：区市町村の位置  
 ○：都道府県の位置

◇データからわかること  
 「できる」が少なく、「自分で支えれば可」が多いことが読み取れる



## &lt;見直し・確認すること&gt;

## ◇調査方法

- 確認動作をしているか
- 項目の定義にあてはめているか
- 調査時に自分で支えて座っていた場合に
  - ①「能力」として10分間座っていられるかどうかで選択しているか
  - ②食事や排泄時などどのように座っているか
  - ③習慣や癖でつかまつたり、手で支えたりしているか

## ◇区市町村

- 調査員が調査項目を理解しているか
- 選択肢が調査項目の定義にあてはまっているか
- 調査票の選択肢、特記事項から読み取れる内容がっているか

- ☆ 調査時の質問の仕方によって選択肢がことなってしまうので注意が必要
- ☆ 区市町村の調査項目の共通理解が選択肢のブレを防ぐことができる

## ＜審査判定データ＞

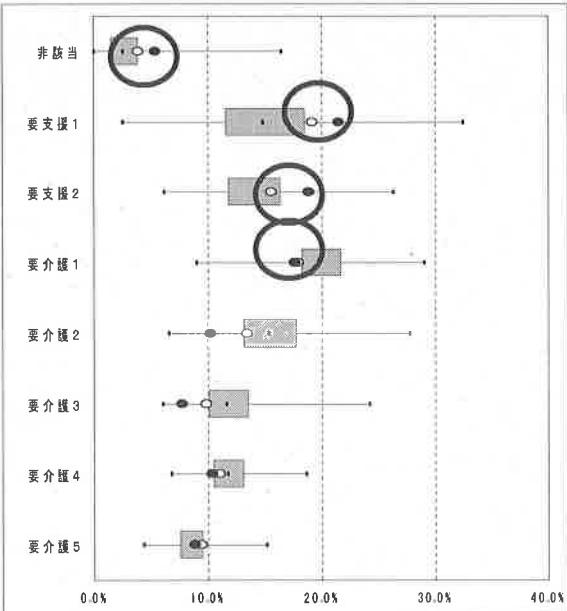
審査判定データの構成	一次判定・二次判定の分布、重度・軽度変更率 (業務分析データ P. 101～140)
見るポイント	<p>＜判定結果＞</p> <p>①一次判定結果及び二次判定結果について、介護度別の箱ひげ図を比較し、どのように変化しているか確認</p> <p>②次に、申請区分別（新規申請、区分変更申請、更新申請）の一次判定結果と二次判定結果を比較し、どのように変化しているか確認</p> <p>＜変更率＞</p> <p>①一次判定から二次判定への変更を見る ⇒重度変更や軽度変更が全国平均と比べ多いのか少ないのか確認</p> <p>②一次判定別に見た重度／軽度変更（各要介護度区分に占める割合）を見る ⇒重度変更はどのようなパターンが多いか、軽度変更はどのようなパターンが多いか、介護度別に確認</p>

☆ 審査判定データの次の2点について確認してみましょう。

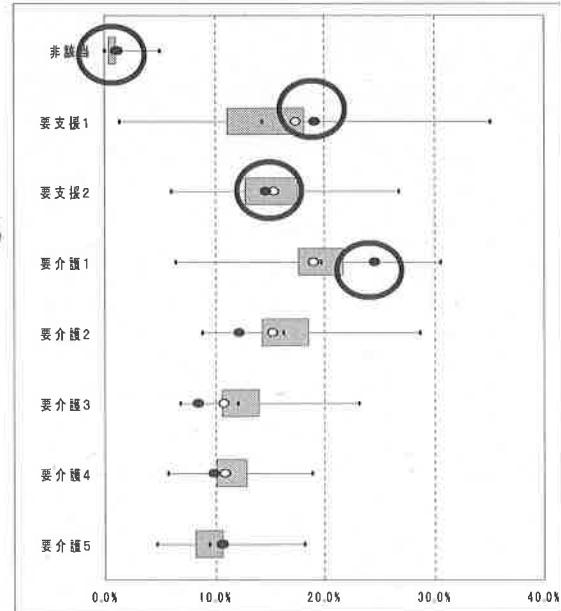
- ①一次判定（P. 103）と二次判定（P. 109）を比較する。
- ②一次判定別に見る重度変更割合を見る（P. 118～119）

### ① 一次判定結果(分析データP. 103)と二次判定結果(分析データP. 109)を比較

(1) 一次判定結果



(2) 二次判定結果



● : 区市町村の位置  
○ : 都道府県の位置

#### ◇データからわかること

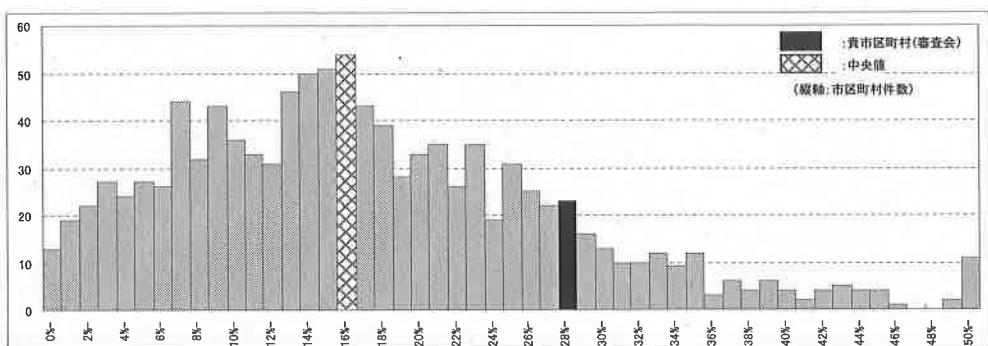
- ・非該当、要支援1、要支援2の黒マルが、中央値に近づいている
- ・要介護1の黒マルが、箱ひげからはみ出ている（要介護1へ変更する傾向が見られる）

◇一次判定結果別に、どの介護度の変更の割合が高いのか確認しましょう

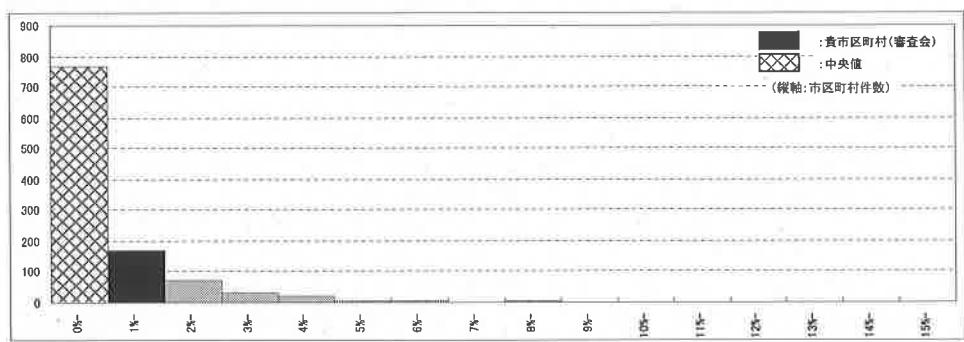
② 一次判定別に見た重度変更の割合(業務分析データP. 118~119)

(3)-2 一次判定別にみた重度／軽度変更(各要介護度区分に占める割合) ①重度変更

>>一次判定結果「要支援1」に占める重度変更の割合



>>一次判定結果「要支援2」に占める重度変更の割合



◇データからわかること

要支援1、要支援2に占める重度変更の割合が中央値に比べ高い

○データからわかったことをもとに検証

○箱からはみ出ているデータの審査会資料を分析(判定理由に偏りがないか)

○偏りの要因としては(1)認定調査内容に課題がある場合と、(2)認定審査会に課題があげられる



活用例	(1) 認定調査内容に課題	(2) 認定審査会に課題
	<p>調査項目がテキストの定義に沿って選択されているか、認定調査票の特記事項を確認 (例)</p> <p>判定理由が「ADL」に着目しているときは、調査項目1群の選択が妥当でないために、委員が判定結果を変更している可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別指導</li> <li>・集団研修(事例を取り入れたグループ検討など)</li> </ul>	<p>認定審査会が審査判断手順に沿っているか、判定理由が明確になっているか、審査手順を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分析でつかめた傾向を認定審査会委員の連絡会等で全委員に情報共有</li> <li>○ 判定理由が明確になっていない場合は、審査会の進行を見直し(事務局から判定結果の確認を行うなど)</li> </ul>